

**滝沢市空家等対策協議会設置条例 (令和3年3月19日条例第4号)**

最終改正:

改正内容:令和3年3月19日条例第4号 [令和3年4月1日]

○滝沢市空家等対策協議会設置条例

令和3年3月19日条例第4号

滝沢市空家等対策協議会設置条例  
(設置)**第1条** 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、滝沢市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

**第3条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) その他空家等に係る施策の推進に関すること。

(組織)

**第4条** 協議会は、市長及び委員7人以内をもって組織する。

(委員)

**第5条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 法務、不動産又は建築に関する学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときの要件を欠くこととなったときは、その職を失うものとする。

4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(会議の公開等)

**第8条** 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営及び議事に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による協議会の委員を委嘱するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。